提案基準２８　　社会福祉施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第２条第１項に規定する更生保護事業の用に供する施設（ただし、当該事業の用に供する施設であっても、単に事業所等のみを配置するものを除く）で別表の法第３４条第１４号の対象とする公益施設の社会福祉施設に掲げる施設（複合施設を含む）のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。

(1) 当該社会福祉施設の設置および運営は、国の定める基準に適合するもの。

(2) その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立　地）

2　市の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたもののうち次のいずれかに該当するものに限る。

(1) 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。

(2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。

(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。

(4) 現に存在する施設において、新たに当該事業等を行うもので、その立地について当市の所管部局との調整が図られている場合。

(5) 当市の計画等において、整備計画等が具体的に示されている場合。

（附　則）

この基準は平成１９年１１月３０日より施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００㎡未満のものについては、「事後報告基準２８」とする。

（附　則）

この基準は平成１９年１１月３０日より施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し、押印したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）

2　当市または滋賀県の社会福祉施設主管課の確認書

3　立地について市長（社会福祉施設主管課）の意見書

4　申請地決定の理由と規模算定の概要書（協力病院の位置等について図面等の説明資料を用い、記述すること。）

5　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

6　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

7　土地利用計画図

8　建築図面（平面図、立面図等）

9　その他市長が必要と認める書類